

## 白山林道運営協議会広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、白山林道運営協議会（以下「協議会」という。）の資産を広告媒体として活用して、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 広告媒体とは、次に掲げる岐阜県森林公社及び石川県林業公社（以下「公社」という。）の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(1) ホームページ

(2) 印刷物

(3) その他広告媒体として活用できる資産で協議会会長が個別に定めるもの

3 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告の範囲)

第 3 条 公社の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報で、その内容及び表現は広告掲載をするにふさわしい信用性と信頼性を持つものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の氏名広告

(7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をするものとして不相当であるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めるものとする。

### (広告掲載の申し込み)

第 4 条 広告掲載を希望する申込者は、別に定める広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告の内容を添えて、期限までに申し込むものとする。

2 会長は、前項の規定による掲載申込みに加え、必要と認めるときは申込者に対し、別途資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 5 条 会長は、前条の規定による広告掲載の申し込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、掲載申込みのあった広告が申込限度を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 協議会に關係する法人及び団体（前号に掲げるものを除く。）による広告
- (2) 掲載希望年数の多いもの
- (3) 前号の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

3 会長は、申込者に対し、その決定の内容を別に定める広告掲載決定通知書（様式 2 第号）により通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第 6 条 前条の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、原則として会長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第 7 条 広告主は、協議会が定める規定内の広告原稿（画像データ）を作成し、会長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容について、広告掲載申込書（様式第 1 号）の記載内容と相違していないこと、この要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認するものとする。

3 会長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないことを認めるときは、広告主に対し広告原稿の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取消し等)

第 8 条 会長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他協議会の広告媒体への広告掲載が不適當であると判断したとき。

3 協議会は、前項の規定により広告の掲載を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 9 条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 広告掲載の決定後広告掲載開始後においては、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなった場合であっても、既納の広告掲載料は返還しない。協議会が広告媒体の運用を終了又は一時停止等いかなる場合にも、既納の広告掲載料は、返還しない。

(掲載料の使用)

第 10 条 広告掲載料は、主として協議会が管理するホームページ等に関する費用に充当するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 15 日から適用する。

## 白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ広告掲載要領

### (趣 旨)

第 1 条 この要領は白山林道運営協議会広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」紹介ホームページ（以下「白山林道ホームページ」という）への広告掲載について必要な項目を定めたものとする。

### (広告の種類)

第 2 条 本要領に規定する広告とは、白山林道ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）をいう。

### (広告の範囲)

第 3 条 白山林道ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容の範囲は、要綱第 3 条の規定によるものとする。

### (広告掲載の申込及び決定)

第 4 条 広告掲載を希望する申込者は、別に定める広告掲載申込書（様式第 1 号-1）に広告の内容を添えて、期限までに申し込むものとする。

2 会長は、前項の規定による掲載申込みに加え、必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料の提出を求めることができる。

3 申込締切は、広告の掲載を開始する日の概ね 1 ヶ月前を目途とし、会長が定めるものとする。ただし、掲載期間中に申込があった場合でも、広告掲載枠等の事由により会長が広告掲載決定することもできる。

4 会長は、申込者に対し、その決定の内容を別に定める広告掲載決定通知書（様式 2 第号）により通知しなければならない。

### (広告の規格及び掲載位置)

第 5 条 白山林道ホームページに掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦 60 ピクセル横 176 ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメーション不可）、J P E G 又は P N G。
- (3) 容量 20KB 以下
- (4) 1 社 1 枠を限度とする。
- (5) 広告枠の位置は、白山林道ホームページのトップページの所定の位置に掲載する。

### (広告掲載料)

第 6 条 白山林道ホームページに掲載する広告の掲載料は、白山林道運営協議会チラシ広告掲載要領に定める広告掲載を前提とし、広告枠 1 枠当たり年間 18,000 円（消費税込）とする。ただし、掲載期間の途中での掲載料は月割りとする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 白山林道ホームページへの広告の掲載期間は、年を単位とする。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、会長が定める。

(広告掲載枠)

第 8 条 白山林道ホームページに掲載できる広告掲載枠は総枠で 10 枠程度とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告等の変更)

第 9 条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、白山林道ホームページにおける広告の掲載期間 1 年間の内、当該広告の内容を原則として月単位で 4 回、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の 1 日までに、第 5 条の規定に準じて広告原稿を作成し、広告掲載内容変更申出書（様式第 3 号）を提出するものとする。

3 会長は前項の規定による変更の申込みの内容が、広告掲載申込書（様式第 1 号）に記載された内容と相違なく、かつ、本要領及び要綱に適合していることを確認しなければならない。

4 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が要綱に違反し、適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第 10 条 会長は、広告主のホームページの内容が要綱の規定に違反すると判断したとき及び第三者に被害を与え、又は与えるおそれがあるときは、広告の掲載期間中であっても広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、広告の掲載料金は返還しない。

2 協議会は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害について、その賠償の責めを負わない。

(広告主の責務)

第 11 条 広告主は、白山林道ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利の侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、決定を受けた白山林道ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(広告主ホームページ閲覧者に対する損害賠償等)

第 12 条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウィルス等の被害を受けたとき及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で損害賠償等速やかに対処するものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 5 月 15 日から適用する。

附則

この要領は、平成 30 年 5 月 11 日から適用する。

## 白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ掲載広告の表現規準

(趣 旨)

第 1 条 この規定は白山林道運営協議会広告掲載取扱要綱に基づき、白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ（以下「白山林道ホームページ」という。）に広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ広告掲載要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(禁止する表現)

第 2 条 次の各号に掲げる表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きや、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (6) G I Fアニメーション
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をするものとして不適當であるもの

(白山林道ホームページとの区別化)

第 3 条 閲覧者が白山林道ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現を使用してはならない。

(色調及び解像度について)

第 4 条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(その他注意事項)

- (1) 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。
- (2) 白山林道ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
- (3) 白山林道ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

附則

この要領は、平成 29 年 5 月 15 日から適用する。

## 白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」チラシ広告掲載要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は白山林道運営協議会広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」案内チラシ（以下「白山林道チラシ」という）への広告掲載について必要な項目を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 本要領に規定する広告とは、白山林道チラシに掲載する広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第 3 条 白山林道チラシに広告を掲載できる者、広告の内容及びデザインの範囲は、要綱第 3 条の規定によるものとする。

(広告掲載の申込及び決定)

第 4 条 広告掲載を希望する申込者は、別に定める広告掲載申込書（様式第 1 号-2）に広告の内容を添えて、期限までに申し込むものとする。

2 会長は、前項の規定による掲載申込みに加え、必要と認めるときは、申込者に対し別途資料の提出を求めることができる。

3 申込締切は、掲載を開始する年の 4 月末日までとする。

4 会長は、申込者に対し、その決定の内容を別に定める広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知しなければならない。

(広告の規格及び掲載位置)

第 5 条 白山林道チラシに掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦 60 ピクセル横 176 ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメーション不可）、J P E G 又は P N G。
- (3) 容量 1 M B 以下（A4 サイズの印刷に耐えうる画質容量）
- (4) 1 社 1 枠を限度とする。
- (5) 広告枠の位置は、白山林道チラシの所定の位置に掲載する。

(広告掲載料)

第 6 条 白山林道チラシに掲載する広告の掲載料は、白山林道運営協議会「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ広告掲載要領に定める広告掲載を前提とし、広告枠 1 枠当たり年間 12,000 円（消費税込）とする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 白山林道チラシへの広告の掲載期間は、年を単位とする。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、会長が定める。

(広告掲載枠)

第 8 条 白山林道チラシに掲載できる広告掲載枠は総枠で 5 枠とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告主の責務)

第 9 条 広告掲載決定の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告の内容等が第三者の権利の侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証しなければならない。

2 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、決定を受けた白山林道チラシへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 5 月 15 日から適用する。

白山林道運営協議会 会長 様

申込者  
住 所  
会社・団体名  
代表者氏名 (印)

「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ広告掲載申込書

白山林道運営協議会の「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ バナー広告の内容	※掲載予定のバナー画像をこの欄に貼り付け、データを添付してください。
リンク先 URL	http://
掲載希望期間	西暦 年 ～ 年 (計 年) ※掲載期間は、1年単位とする。
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

白山林道運営協議会 会長 様

申込者

住 所

会社・団体名

代表者氏名

(印)

### 「白山白川郷ホワイトロード」利用案内チラシ広告掲載申込書

白山林道運営協議会の「白山白川郷ホワイトロード」利用案内チラシ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

#### 記

「白山白川郷ホワイトロード」利用案内チラシ バナー広告の内容	※掲載予定のバナー画像をこの欄に貼り付け、データを添付してください。
掲 載 希 望 期 間	西暦 年 ～ 年 (計 年) ※掲載期間は、1年単位とする。
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

第 号  
平成 年 月 日

様

白山林道運営協議会  
会長 ○ ○ ○ ○

### 広告掲載決定通知書

平成 年 月 日 付けにて申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	理由（不掲載の場合に記入）
掲載期間	西暦 年 ～ 年（計 年）
掲載料	円

平成 年 月 日

白山林道運営協議会 会長 様

申込者  
住 所  
会社・団体名  
代表者氏名 (印)

### 広告掲載内容変更申出書

「白山白川郷ホワイトロード」ホームページ広告掲載の内容に変更があるため、下記のとおり申し出ます。

#### 記

変更内容	<input type="checkbox"/> バナー画像の変更 <input type="checkbox"/> リンク先URLの変更
変更適用 月	年 月
バナー画像の変更	※掲載予定のバナー画像をこの欄に貼り付け、データを添付してください。
リンク先URLの変更	http://
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	